

2026 年 7 月 10 日

文部科学大臣

松本 洋平 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博
現業評議会議長 川 口 篤 志



2027 年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権にむけた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、物価高騰や雇用の不安定化などを背景に、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合は通学に支障をきたす恐れもあり、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となる中、教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

地域実態にあった教育を推進する観点から、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の勤務労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたることから、子ども達が安全で楽しく学べる環境を実現するための予算措置にむけ、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【学校給食職場】◎が重点回答項目

1. 調理員やその家族がノロウイルスに感染した際は、「学校給食衛生管理基準」の学校給食従事者の健康管理において「調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じる」と示されていることから、職務免除での対応など実態に応じた基準の改正を行うこと。また、感染症に対し衛生管理基準に沿った施設・設備の整備や職員の「ノロウイルス抗原検査」費用にかかる必要な予

算を確保すること。(◎)

2. 給食調理場の温湿度管理や衛生管理は、食中毒を発生させないことや、調理員の安全衛生を確保する観点から極めて重要であるものの、自治体によっては適切な環境が確保されていない状況となっている。そうしたことから、調理員が業務に従事するすべての関連施設において、空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、空調設備の未設置自治体に環境改善交付金の対象であることを周知徹底するとともに、さらなる交付金の拡充をはかり、職場環境の改善をはかること。(◎)
3. 給食調理施設の目的外使用に関する「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」との考え方が示されているものの、すべての自治体に対して周知・理解が図られている状況には至っていないことから、大規模災害時には、迅速な対応が図られる必要があるため、引き続き周知徹底に努めること。
あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用するための災害時対応マニュアルが、未整備の自治体も存在することから、国が「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。
4. 食物アレルギーを有する児童をはじめ、医療ケア児や外国人児童など、すべての児童な平等な給食を提供するため、各種対応において想定される事例調査を実施するとともに、教職員および調理員に対し研修体制の充実をはかること。あわせて、アレルギー対応食や食事制限、宗教食等にも適切に対応できる給食施設の整備を推進するとともに、必要な人員確保にむけた環境改善交付金を拡充すること。
5. 学校給食を通じて子どもたちに、素材本来の味を感じ取る力を養い、食べることの楽しさや必要性を伝え身につけさせることは、食育を推進するうえで重要であることから、「つながる食育推進事業」による学校給食事業への予算を確保するとともに、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が積極的に関わられるよう各自治体に促すこと。
6. 学校給食現場における地産地消やオーガニック食材の使用、および食品ロス の取り組みについてはSDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に推進できるよう文部科学省が事業展開するとともに、関係省庁と連携し、交付金による支援についても検討すること。

7. 学校給食費の抜本的な負担軽減の対策として、「給食費負担軽減交付金」が交付されているものの、自治体においては、地域実情に応じた給食の提供を実施していることから、学校給食費（食材費）の予算措置については、給食の質を低下させることなく、各地域の特色や食育基本法の主旨に応じた提供が行えるよう必要な予算を確保すること。
あわせて、物価高騰は、食材費のみならず衛生管理保持に必要な消耗品にも影響を及ぼしていることから、保護者負担の軽減と安定的な給食の提供にむけ、同様の対応を図ること。（◎）
8. 調理員不足による業務過多が深刻化する中、ヒューマンエラーを要因とした食中毒や異物混入事案の恐れが高まっていることから、適切な衛生管理のもと、安全で安心な学校給食の提供にむけ、配置基準を見直すとともに、各自治体に対し、現場実態に即した人員配置（調理員）を求めること。
9. 学校給食の安易な民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請や給食の質の低下など、多くの子どもに大きな影響を及ぼしている。より一層の食育推進や災害対応における役割の観点を踏まえ、安定的に安全で美味しい給食が提供できるよう、学校給食の再公営化を促進すること。
10. 定年年齢の引き上げに伴い、調理員の高年齢化が進むことから、安心して業務に従事できるよう働き方（業務内容）について各自治体の事例を共有し、改善にむけ検討を行うよう自治体に促すこと。あわせて労働安全衛生規則の改正に伴い、熱中症対策が義務化されたことを踏まえ、確実に講じられるよう自治体への周知や必要な予算を確保すること。

【学校用務員職場】

1. 学校用務員が行う環境整備業務においては、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施が必要であるにもかかわらず、必要な教育を受講しないまま業務に従事している自治体も見受けられることから、各学校および学校設置者に対し、用務員を含む教職員の安全衛生管理について周知徹底をはかるとともに、関係省庁に対し、学校現場における安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。
2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されることが多いため、避難所としての防災機能強化にむけ予算を拡充すること。
あわせて、災害時における施設の破損状況の確認や、避難所開設に必要な応急修理、避難者受け入れに必要な物品準備等において、学校施設を熟知している学校用務員の役割は極めて重要であることから、学校用務員を自治

体および学校における防災体制・避難所運営体制の一員として明確に位置づけること。あわせて防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置をはじめ、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」について事例などを充実させること。（◎）

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件を緩和し、予算を確保すること。
4. 学校施設の維持管理について、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されている現状があることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。（◎）

以 上